

定額小為替に関する質問&回答

郵送での請求の場合の手数料については、定額小為替にてお願いします。

おつりに要する定額小為替は、原則送付された小為替から返却いたします。おつりが発生する場合で送付された小為替の中から用意できないときは、切手でお返しさせていただくこともございます。

戸籍の通数不明により手数料や切手代が不明な場合はどうすればいいですか。

相続等で“出生から連続する戸籍”を請求される場合は、戸籍が何種類になるか分からないため、手数料が定まらない状態ですが、電話等で事前に確認いただく事ができません。よって、いずれかの方法で請求いただくことになります。

【お急ぎの場合】

小為替をあらかじめ多めに送付してください。

一例として、出生(昭和 20 年前後生まれ)から死亡(平成 13 年以降)までの連続する戸籍は、4 種類ある場合が多いです。最新戸籍(死亡の記載がされた)に配偶者や子等の在籍者がいる場合は 750 円の小為替を 3 枚と 450 円の小為替を 1 枚、在籍者がいない場合は 750 円の小為替を 4 枚送付してください。

また、戸籍の異動が多い方は、4 種類以上になる場合があります。750 円の小為替を更に多めに送付するようにしてください。

小為替が不足の場合、不足金額を小為替で追送いただくよう連絡します。その際証明書の発送は、手数料が全て到着してから発送となります。ご了承ください。

原則としておつりは、送付された小為替から返却します。

返信用切手が不足している場合は、不足料金受取人払の扱いになります。

【お急ぎでない場合】

当初の郵送時に、手数料を入れずに申請書類一式を送付してください。請求内容を確認次第、こちらから手数料を電話にてお知らせします。

お知らせした手数料を小為替で用意いただき追送してください。手数料が到着してから証明書を発送いたします。

普通為替を利用することはできますか。

可能です。

現金書留を利用することはできますか。

可能です。ただし、現金の入れ間違いが発生する可能性がありますので、できれば定額小為替をお買い求めください。なお、市では必ず送付された金額を確認しております。請求者の申告金額と市で確認した受取金額が一致しない場合、市で確認した受取金額を請求者の送付金額とみなします。現金書留をご利用の際は、十分に金額を確認してください。

おつりが発生する場合は切手でお返しさせていただくこともございます。

現金書留とせず、普通郵便で現金を送りたいのですが。

現金を送る場合は現金書留をご利用ください。

お問い合わせ先

市民福祉課市民班

電話番号 0920-48-1116 | ファクス番号 0920-47-4844

勝本庁舎市民生活班

電話番号 0920-42-1111 | ファクス番号 0920-42-1116

芦辺庁舎市民生活班

電話番号 0920-45-1111 | ファクス番号 0920-45-0996

石田庁舎市民生活班

電話番号 0920-44-6111 | ファクス番号 0920-44-6020